



RIETI Policy Discussion Paper Series 26-P-023

EU・英国・豪州の国境炭素調整の制度設計比較 —無秩序な乱立による混乱を避けるための方策の検討—

柳 美樹

日本エネルギー経済研究所

上野 貴弘

電力中央研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

EU・英国・豪州の国境炭素調整の制度設計比較 —無秩序な乱立による混乱を避けるための方策の検討—*

柳美樹（日本エネルギー経済研究所）

上野貴弘（電力中央研究所）

要 旨

欧州連合（EU）は 2023 年に世界で初めて、炭素国境調整措置（CBAM : Carbon Border Adjustment Mechanism）を法制化した。CBAM とは、カーボンプライシングのコストを負担している国や地域が他国からの輸入品に対して税や課徴金を課したりする政策手段であり、政策が緩い国へのカーボンリーケージを防ぐことを目的としている。近年、EU に続いて英国も法制化を完了し、オーストラリアなども国境炭素調整の導入を検討していることから、本稿では、EU、英国、オーストラリアで導入済み、あるいは検討中の制度設計を比較したところ、共通項と相違点が混在していることが分かった。このうち、共通項については、「WTO ルールに抵触するリスクを回避すべく同様の設計を志向している場合」「相互運用性を高めるべく、先行する EU の設計に後発国が合わせる場合」「実務的な実行可能性が各国共通の制約となって共通化している場合」があった。他方、相違点については「内外無差別などの観点から国内・域内の制度と整合させた結果としてその相違が国境調整にも投射されている場合」「もともとの制度の建付けや政策決定プロセスの違いを反映している場合」などがあった。国境炭素調整の無秩序な乱立を避けるためには、制度設計の共通部分を維持・拡大し、相違点を可能な範囲で解消して、貿易制限的な側面を減じていくことが求められる。

キーワード：気候変動対策、CBAM、制度研究

JEL classification: Q54, F18

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「日本の気候変動対策の総合的研究：GX, EU 国境炭素調整と米国の気候変動政策」の成果の一部である。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のポリシー・ディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものである。検討会参加者からの有益なコメントに感謝したい。また、本稿の作成にあたっては、有村俊秀教授（早稲田大学）、川瀬剛志教授（上智大学）、清水茉莉教授（大阪大学）、佐志田峻明参事官（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部）、若林雅代上席研究員（電力中央研究所）から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。また、本稿の執筆にあたっては、文献調査および推敲の一部に AI アシスタント（Claude Fable 5（Anthropic）、GPT-5.6 Sol 及び GPT-6 Astra（Open AI））を利用した。本稿に残る誤りの責任はすべて著者に帰する。

1. はじめに

2050 年の脱炭素化（カーボンニュートラル）を旗印に、欧州連合（EU）は炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）の検討を進め、世界で初めて本格的かつ包括的な国境炭素調整を 2023 年に法制化した。

一般に「国境炭素調整」とは、カーボンプライシングのコストを負担している国や地域が他国からの輸入品に対して税や課徴金を課したり、排出枠の購入を義務付けたりする措置であり、その目的はカーボンリーケージの防止である。ここで「カーボンプライシング」とは CO₂ 等の温室効果ガスの排出量に応じて課金することで外部不経済を内部化して企業に対して排出削減を動機付ける措置であり、「カーボンリーケージ」とは、ある国が温暖化対策を強化したことでその国での生産と排出が減少する一方、炭素排出への政策コストが低い別の国における生産と排出が増加する状況を指す^{1 2}。理論上は、輸入品に対するカーボンコストの賦課だけではなく、輸出品に対して国内で課したカーボンプライスの相当額を還付する措置も国境炭素調整に含まれる（図 1）。

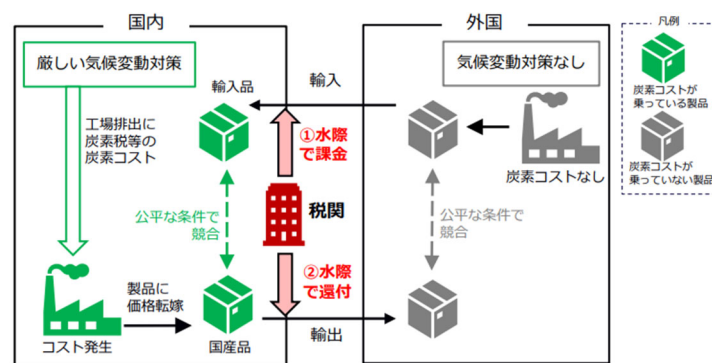


図 1 国境炭素調整の模式図

出典：著者作成

EU は長期的な脱炭素政策を背景に 2026 年に EU 版の CBAM（以下、EU CBAM）の本格実施を開始し、次いで英国が 2027 年の開始を目指し、2026 年財政法（Finance Act 2026, Part 5 -Carbon Border Adjustment Mechanism）のもとで英国版の CBAM（以

¹ ただし、同量の生産が移転する場合、生産が増加した国の排出原単位がカーボンプライシングを採用した国よりも小さければ、全体の排出量はむしろ減少する。この点を踏まえれば、カーボンリーケージが問題となるのは、排出原単位が高い国での生産量が増加する場合と言える（佐志田 2026）。

Böhringer ら（2022）は「リーケージに関する実証的証拠は今のところほとんどない。（中略）EU ETS の対象である排出集約的かつ貿易露出型（EITE）業種のレベルでの計量経済学的研究では、リーケージはほとんどない。（中略）産業移転によるリーケージは、中期から長期にかけて発生する可能性が高い」としている。

² パリ協定が各国に削減目標決定の権限を委ねたことで、各国間の政策強度がばらつきやすくなり、国境調整の必要性が高まったと指摘されている（Mehling ら 2019）。

下、UK CBAM) を法制化し、現在、実施に向けた二次法令の整備が進められている。オーストラリアでは、政府がカーボンリーケージに関する専門家レビューを実施し、そのなかで国境炭素調整の導入が勧告された。その他には、タイ、台湾、カナダなどで国境炭素調整の導入が検討されている。セルビアも 2026 年から少額の輸入炭素集約製品税を導入している。

そこで、本稿は EU、英国、オーストラリアで導入済み、あるいは検討中の国境炭素調整について、その設計を比較し、一定の方向に収斂する傾向があるのか、あるいは制度間で大きな相違が生じているのかを検討する。もし、収斂の兆候が観察されるのであれば、各国が気候変動対策を調和的に強化する正のスパイラルが生じつつあると評価できる一方、顕著な相違が生じるのであれば、相互に一貫性のない制度の乱立によって、貿易が阻害される負のスパイラルに陥ろうとしている可能性がある。他方で、相違点の中には、国内制度との整合上、合理的と判断できるものもあろう。

以下、2.で関連する先行研究を概観したうえで、3.で、EU、英国、オーストラリアで制定済みあるいは構想中の制度設計を比較し、収斂と相違の態様を描く。そのうえで、4.では無秩序な乱立を回避するためになすべきことを検討する。

2. 先行研究の概観－WTO ルール整合への配慮に起因する制度設計上の制約

国境炭素調整では、主として、表 1 に示す 10 の制度設計要素がある。これまでの先行研究では、どういう選択肢を選べば、WTO ルールとの整合性が高まるかが論じられてきた。国境炭素調整は国際貿易に影響を及ぼす措置であり、同ルールに沿う形で設計される必要があるためである。

表 1 国境炭素調整の制度設計要素

制度設計要素	設計の選択肢の幅
①調整対象とする貿易の範囲	輸入のみ／輸出のみ／両者の組み合わせ
②調整対象とする自国の政策	炭素価格のみ／炭素価格以外も含める／政策ではなく原単位で調整
③輸入課金の対象国	全ての国／炭素価格政策の連携国を除外／後発開発途上国等を除外
④対象セクター	素材・エネルギーに限定／川下製品にも適用
⑤体化排出量の範囲	直接排出のみ／直接排出＋間接排出
⑥体化排出量の算定方法	実排出量／デフォルト値／実排出量またはデフォルト値を選択
⑦体化排出量の検証	検証機関を自国認定機関が認定／検証機関を国際団体加盟の認定機関が認定
⑧適用する価格及び賦課方式	国内価格の週平均／同四半期平均／同年平均、証書方式／税・課徴金方式
⑨国内・域内の負担軽減措置分の控除	控除あり／控除なし

⑩第三国で支払われた炭素コストの控除

控除あり／控除なし

出典：著者作成

以下では、代表的な 2 例を取り上げる。まず、Hillman (2013) は「間接税型の炭素税」に対する国境調整を輸入品への課金だけではなく、輸出製品への還付を含む形で提唱した。WTO ルールとの関連では、輸入課金に関しては、このような形態をとり、国内の炭素税と内外無差別に講じられる限りにおいて、消費税などの間接税に対する「仕向地主義」の国境調整を炭素税に応用したものと整理され、関税及び貿易に関する一般協定

(GATT : General Agreement on Tariffs and Trade) 2 条 2 項(a)または 3 条 2 項に整合的であると主張する³。また、この提案は、特に輸出還付が協定不整合とならないようにする目的で、炭素税を間接税的な性格を持つ形、つまり化石燃料の炭素含有量に応じた物品税のように設計する点にポイントがある。補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM 協定 : Agreement on Subsidies and Countervailing Measures) 上、原則として国内税の輸出還付は、輸出を条件とした税の減免すなわち補助金交付として禁止補助金である輸出補助金 (同協定 3.1 条(a)) に該当しうが、同協定は、間接税の輸出還付については、補助金とみなされず、また、輸出補助金に該当しない旨を規定している (同協定脚注 1 および附属書 I(g)・(h))。したがって、間接税の輸出還付に近い形式をとることで、輸出還付に関しても SCM 協定上、実際の税負担額を超えないことなどの条件を満たす限り、協定不整合とされない余地が生じる⁴。ただ、化石燃料に課された炭素税を燃料が物理的に残存しない川下製品の国境調整にまで及ぼせるのかなどの法的課題も残る。さらに、そもそも CO₂ という副産物 (プロセス排出を含む) に直接的に課税する場合は、SCM 協定整合性に関する上記の議論が必ずしも当てはまらないことにも注意が必要である。

他方、Mehling ら (2019) は、炭素税または排出量取引制度と組み合わせる国境炭素調整について、先行研究と WTO 判例を踏まえて総合的に検討したうえで、EU の排出量取引制度 (ETS: Emissions Trading System) と組み合わせることを念頭に、輸入品に対する国境炭素調整の設計を提案した。ETS に連動する輸入品への排出課金義務は、3 条 2 項の税・課徴金または 3 条 4 項の国内規制として評価される可能性があるが、いずれに該当するかは判断例がなく確立していない。いずれにせよ、制度設計するうえではそもそも内外差別に

³ 2 条や 3 条との整合性を確保できない場合に、20 条による正当化を主張することも提唱されている。

⁴ Hillman (2013) は輸出還付について、SCM 協定は、国内消費用に販売された場合の同種の製品に課される実際の税額を上回らないことを条件に、国産化石燃料に対する税の輸出リバートを認めており、この点はエネルギーまたは燃料の消費にかかる税にも製品の生産に関して賦課されることから妥当するため、WTO 協定に整合的な設計が可能とした。なお、Hillman が前提としていると思われる SCM 協定附属書 I(h) (製品の生産において消費される投入物に対して課される間接税の輸出還付を許容するもの) に関して、同協定の付属書 II の脚注 61 は「生産工程において消費される投入物とは、物理的に組み込まれる投入物、生産過程で使用されるエネルギー、燃料及び石油、並びに輸出される製品を得る過程で使用中に消費される触媒のことを指す」と規定している。

当たらないよう3条2項または4項という本則との整合性を確保しようとすることに加え、たとえ内外差別にあたるとされても20条によって正当化できるようにする必要がある。多岐にわたる議論が展開されているが、ポイントの1つは制度設計を政策目的に調和させることの重要性である。たとえば、国境炭素調整は産業競争力の保護が目的と捉えられることがあるが、本来の目的はカーボンリーケージの防止による排出削減への寄与であり、20条の例外が適用されるためには、同条各号の規定する正当な規制目的に該当するように、環境目的に資する設計にすべきとなる⁵。たとえば、Mehlingらは国境炭素調整に輸入課金だけではなく輸出還付も含めると、炭素排出にインセンティブを与えるおそれがあり、競争力の保護には寄与しても、排出削減という目的には反してしまうという問題があると指摘している⁶。

この2例を比べることで見えてくるのは、出発点となるカーボンプライシング制度が炭素税であるか、ETSであるかによって、WTOルールと整合的な国境炭素調整の形態が異なり得ることである。特に輸出還付の有無については、差が生じやすい。

さらに言えば、これらの先行研究では明確には述べられていないが、税と取引のどちらの場合においても、GATT3条の内国民待遇（輸入品に適用される待遇は、同種の国内産品に対するものより不利であってはならない）が国家間での制度設計の相違を国境措置に持ち込む効果をもたらす。GATTの本則との整合性を確保する場合、内国民待遇の遵守が不可欠であり、国内制度の規律を国内産品に課される相当負担を超えない範囲で国境炭素調整にも当てはめることになる。両者を最大限近づける場合には、国内制度を鏡像的に国境調整にも反映することになり、そうなれば、カーボンプライシング制度の国家間での設計上の相違が国境炭素調整にも投射される⁷。20条の一般例外で正当化する場合でも、まずは本則との整合性確保を試みたうえで、バックアップとして例外での正当化を行うのが通例であろうことを踏まえると、本則準拠への誘因が働く限りで同様の効果が及ぶ。ただ

⁵ 清水（2026）はEU—パーム油規制に関するWTODSパネル判断（DS593及びDS600）を踏まえ、気候変動対策を目的とするEUのパーム油規制に関するWTODSパネル判断（2024年および2025年発出）において、申立国が、領域外で生じる排出を規制しようとする点で規制目的として正当とはいえず、20条(b)号（「人、動物、植物の生命又は健康の保護」）および(g)号（「有限天然資源の保存」）の規定する保護されるべき正当な規制目的に該当しないと主張したにもかかわらず、気候変動対策措置のグローバルな性質を根拠として、措置国の領域と（領域外でも生じうる）排出を削減する目的には関連性があるとされ、20条(b)号および(g)号目的該当性が認められたことを踏まえ、CBAMについても20条(b)号及び(g)号上の目的該当性は肯定される可能性が高いと指摘し、その際、共通だが差異ある責任の原則が目的該当性を否定する方向で考慮される可能性は低いといえるとしている。加えて、20条柱書の「恣意的または不当な差別とならないこと」という条件との関連で、やはりEUのパーム油規制に関するパネル判断において、規制上の区別およびその適用方法に合理的な根拠があることを理由として措置の主要な要素について柱書に該当されず正当化が認められたことを踏まえると、環境リスクに基づく規制上の区別について、措置国が何らかの合理的な説明を提示できる限りにおいて、規制上の区別の正当性や適用の公平さは否定されない可能性は高いと指摘している。

⁶ ただし、そもそも輸出還付はSCM協定の下で正当化すべきものであり、GATT20条との関係は問題にならないとの考え方がある点に注意が必要である。

⁷ もちろん、内外無差別への配慮は国内制度と同じ制度設計を採用することまで要求するものではなく、負担の同等性を保ちながら、国内制度とは異なる設計とすることも可能である。

し、20 条は輸出国の状況への配慮も要求するものであるため、鏡像化への圧力は本則ルールより弱まることにも留意が必要である。

このように、WTO ルールとの整合性の確保は国境炭素調整の制度設計を制約し、そのことが各国の制度設計間の収斂や相違を導く可能性がある。次節では、このことを念頭に EU、英国、オーストラリアを比較する。

3. 各国間の制度比較分析

本節では、各国・地域で導入済み、あるいは検討中の CBAM について国際比較を行う。対象とするのは、EU、英国、オーストラリアである。EU は既に述べたように EU CBAM を実施中であり、実施規則まで整備されている。英国は一次法令で UK CBAM の 2027 年開始を立法済みであり、執筆時点では二次法令の策定が進んでいる。オーストラリアは、カーボンリーケージに関する専門家レビューのなかで国境炭素調整の導入が推奨され、制度設計の大枠の案が提示された。今後、具体化が図られる見込みである。このように、制度のステータスは三者三様である。

3-1. 各国・地域の制度概要

(a) EU

EU は 2005 年より EU ETS を実施しており、2005-07 年を第 1 フェーズ、2008-12 年を第 2 フェーズ、2013-2020 年を第 3 フェーズ、2021-2030 年を第 4 フェーズとして、制度を段階的に発展させてきた⁸。そのなかで発電部門の排出枠は第 3 フェーズ以降、全量有償化し、発電以外の産業部門への排出枠も段階的に有償化していったが、EITE 部門 (Energy-Intensive and Trade-Exposed sectors) はカーボンリーケージリスクを考慮して全量が無償割当としてきた。

ところが、2019 年 12 月に就任したフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が気候変動対策を最優先の政策課題と位置付けて CBAM の導入を提案し、その後、欧州委員会が EITE 部門の一部の無償割当をフェーズアウトさせつつ、それと軌を一にして、それらの部門の輸入品に CBAM を課すことを提案した。この提案に対する欧州議会と理事会による審議を経て、CBAM 規則 (欧州議会及び理事会規則 (EU) 2023/956) という法律が 2023 年 5 月に成立し、同年 10 月から 2025 年末までの移行期間を経て、2026 年の輸入分から CBAM のコスト賦課が開始している⁹。開始に先立つ 2025 年 12 月には、各種の実施規則が公表された¹⁰。

ただし、後述する第三国で支払った実効炭素価格の控除に関する実施規則は執筆時点ではまだ決定されておらず、制度設計が未完成の部分が残っている。また対象品目の川下製品

⁸ EU ETS の制度設計については、若林 (2023, 2026)、清水 (2023) を参照。

⁹ ただし、遵守に用いる CBAM 証書の販売は 2027 年 2 月に開始する。

¹⁰ EU CBAM の制度設計については、上野 (2023)、柳・森本 (2023)、柳 (2026) を参照。

への拡大など、決定済みの設計を見直す動きもある。

(b) 英国

英国は EU 加盟時には EU ETS の規制下に置かれていたが、EU 脱退を踏まえ、2021 年に EU ETS とは別の UK ETS を開始した。UK ETS の炭素価格は、EU よりも相対的に安く、2025 年の中頃には 30% を超える価格差があった。このため、EU CBAM が実施された際、英国は EU CBAM によって課金される立場となる可能性が高い。UK ETS の価格が低い原因は 2023 年に決定したリザーブ枠からの排出枠の追加供給など、さまざまであるが、排出量の大きい石炭火力発電を天然ガス火力発電に転換済みであり、非化石電源の導入も進んでいることから排出枠需要が伸びにくいという EU とは異なるエネルギー構造の違いも一因となっている¹¹。

この状況下で、2023 年 6 月、英国議会下院の欧州審査委員会は EU CBAM の導入によって第三国の炭素集約型製品が EU 市場から英国市場に振り向けられるリスクを指摘し¹²、また、英国政府が同年実施した意見公募では、回答者の 85% がカーボンリーケージが自らの脱炭素化に対する現在または将来のリスクであると回答した¹³。こうした認識のもと、英国政府は 2026 年財政法によって UK CBAM を法制化し、2027 年の施行に必要な二次法令を制定している。執筆時点において主要な二次法令が制定済みであるが（※施行は 2027 年 1 月 1 日）、デフォルト値の具体的な数値や告示に委ねられた排出量計測・検証の技術的詳細などは未決定である。

実は、英国と EU は 2025 年 5 月の首脳会談において、ETS 市場を連結したうえで、CBAM を相互に免除することを目指すことで一致した。市場の連結とは、双方の制度の排出枠を、どちらの制度の遵守にも使用できるようにすることであり、両国で制度の強度を揃える必要がある。現在、英国の排出枠価格は EU の価格よりも低く、このまま強度を揃えずに連結すると、EU 企業は英国の排出枠を購入して遵守コストを抑制しようとする。反対に連結しなければ、英国から EU への輸出に対し、EU 側が 2 つの市場の炭素コスト差を埋め合わせる CBAM を課すことになる。首脳会談の成果文書はこの点を意識し、英国の排出上限（キャップ）と削減経路（毎年の排出削減率）は EU と同等以上の強度とすると掲げた。ただし、執筆時点において、2025 年の首脳会談における方針を具体化する合意は成立していない¹⁴。

(c) オーストラリア

オーストラリアは「セーフガードメカニズム」という呼称の ETS を実施している。EU ETS と UK ETS は排出枠を事前発行する「キャップ&トレード型」の制度である一方、豪

¹¹ UK ETS の制度設計については、日本エネルギー経済研究所（2024）を参照。

¹² 詳細は House of Commons European Scrutiny Committee（2023）を参照。

¹³ 詳細は Department for Energy Security and Net Zero and HM Treasury（2023）を参照。

¹⁴ UK CBAM や EU ETS と UK ETS の連結については、柳・上野（2025）を参照。

州のセーフガードメカニズムは、生産量あたりの排出量がベースラインを下回った事業者にクレジットを事後発行する「ベースライン&クレジット型」の制度であり、基本的な構造が異なる。ベースラインを上回った事業者は下回った事業者からのクレジット購入などで規制を遵守する。ベースラインは年率 4.9%で削減するが、貿易曝露セクターのうち、特にカーボンリーケージリスクが高いと認定された施設の場合、製造業施設では 1%まで、非製造業施設では 2%まで年率低下率を緩めることができる¹⁵。

このようにベースライン削減率の調整によって国際競争力への悪影響に既に対処しつつも、オーストラリア政府は 2023 年 7 月から 2025 年 3 月まで、専門家によるカーボンリーケージに関するレビューを実施し、2026 年 2 月にその報告書を公表した¹⁶。同レビューはリーケージリスクの高い一部の部門に対する国境炭素調整の導入を勧告し、初期段階では相対的に生産工程が複雑ではないセメント及びクリンカーを対象とすることを提言した。さらに、導入する場合の基本設計の方針も示した¹⁷。オーストラリア政府は 2026-27 年度のセーフガードメカニズムのレビューを 2026 年 8 月に開始し、その中でカーボンリーケージレビューの勧告を踏まえた検討を実施している。執筆時点では国境炭素調整の導入を含めてコンサルテーションに付されており、まだ決定されていない。

3-2. 国境炭素調整の制度設計の比較

表 2 は 3 カ国・地域における国境炭素調整の制度設計を、表 1 で示した要素に沿って比較したものである。EU CBAM については CBAM 規則、各種の制定済みの実施規則・委任規則、策定中の実施規則案及び CBAM 規則改正案を、UK CBAM については 2026 年財政法、制定済みの二次法令及び政府が公表したポリシーサマリーを、オーストラリアの炭素国境調整案についてはカーボンリーケージレビューの報告書を材料としている。これらの情報源から明らかなように、EU のルールは大半が決定済み、英国は一次法令を制定済みであり、二次法令も制定済みであるが、デフォルト値の具体的な値や排出量計測・検証に関する技術的詳細の告示などは未決定、オーストラリアは導入自体が未決定であり制度設計の方針も政府方針として決定されたものではない¹⁸。このように 3 カ国・地域で制度設計のステータスが異なっている点に注意が必要である。なお、表 2 では、このステータスの違いを考慮し、決定事項と未決定事項でフォントカラーを変えている。

¹⁵ セーフガードメカニズムの制度設計については、金（2024）を参照。なお、オーストラリア政府は、この仕組みを生産量によって調整されるアウトプットベースの構造と位置付けている。

¹⁶ 報告書は 2025 年 2 月付、公表は 2026 年 2 月。

¹⁷ 詳細は DCCEEW（2025）を参照。

¹⁸ EU は制度設計で大きく先行しているものの、ここに至る過程においては実施規則の策定が遅延した。清水（2026）は EU-パーム油規制（DS593 及び DS600）パネル判断から導かれる示唆として、実施細則や裏付けとなるデータの更新の遅延については、協定不整合性（GATT3 条 4 項および 1 条 1 項、GATT10 条 3 項(a)、TBT 協定 2.1 条等違反）を認めており、その限りでは実施細則等の整備が遅延しがちな EU の各種規制を牽制する意義がある」としている。後述する排出量算定に用いるデフォルト値は科学的・技術的根拠が時間とともに変化する性格を持つことから、その更新の遅延は今後、問題となりうるかもしれない。

以下では各要素の制度設計を比較しつつ、その共通点や相違点が生じる理由を簡潔に考察する。

表 2 EU CBAM、UK CBAM、豪州の国境炭素調整構想の比較

制度設計要素	EU CBAM (2026年にコスト賦課開始)	UK CBAM (2027年にコスト賦課開始)	豪州の国境炭素調整構想 (専門家レビュー勧告の段階で、導入未決定)
①調整対象とする貿易の範囲	輸入のみ ※2025年12月、CBAMとは別に、輸出に伴うリーケージ対策として欧州委員会が一時的炭素基金を提案	輸入のみ	輸入のみ
②調整対象とする自国の政策	EU ETS（キャップ&トレード型）	UK ETS（キャップ&トレード型）	セーフガードメカニズム（ベースライン&クレジット型）
③輸入課金の対象国	原則としてEU域外の全ての国。ただし、EU ETSが適用される、またはEU ETSと完全にリンクした炭素価格制度が適用される国・地域（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス等）は対象外 ※2025年12月、欧州委員会は鉄鋼・アルミニウムの下流製品（約180品目）への2028年からの追加適用を提案	原則として全ての国（2026年9月9日時点で国別免除なし）。UK ETSとリンクした制度を有する国・地域を免除する権限を設定	具体的な対象国を記載していないが、国際通商法上の無差別原則に基づき、貿易相手国間で平等な扱いをする必要があると指摘
④対象セクター	鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素、電力 ※2025年12月、欧州委員会は鉄鋼・アルミニウムの下流製品（約180品目）への2028年からの追加適用を提案	鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素	セメント・クリンカーから開始することを勧告（※石灰、水素、アンモニア及び誘導体、鉄鋼、ガラスは、更なる評価を経て拡大を検討）
⑤体化排出量の範囲	直接排出のみ：鉄鋼（凝結させた鉄鉱を除く）、アルミニウム、水素、電力 直接排出＋間接排出：セメント、肥料、凝結させた鉄鉱	直接排出のみ ※間接排出への課金は早くても2029年以降	直接排出のみとすることを勧告
⑥体化排出量の算定方法	実排出量（検証済み）または欧州委員会のデフォルト値を選択。デフォルト値は品目別・輸出国別に設定（※電力は原則デフォルト値、所定要件を満たす場合に実排出量）	実排出量（検証済み）または政府のデフォルト値を選択。実排出量の算定方法はEUとの相互運用性に配慮した方式。2027年のデフォルト値は品目ごとに（国別ではなく）単一の値（※貿易量で重みづけをした加重平均）を設定 ※2027年の具体的なデフォルト値は未決定。2028年以降の方式は未定	簡素な報告制度と、排出原単位を過小評価しないデフォルト値の整備を勧告。他国との相互運用性が重要と指摘
⑦体化排出量の検証	実排出量に対して、EU加盟国の国家認定機関が認定した独立検証者の検証を求める。重大性基準は5%。初回検証は原則として物理的な現地訪問が必須	実排出量に対して、Global Accreditation Cooperation Incorporated（Global ACI）のフルメンバーである認定機関から認定を受けた独立検証機関による検証を求める ※ISO/IEC 17029:2019及びISO 14065:2020等の適用、重大性基準を5%とすること等の詳細は未決定	実効的かつ効率的な検証の導入を勧告。International Accreditation Forum（※Global ACIはこのフォーラムの機能の後継組織）などの国際的に認知された認定枠組みの活用が望ましいと指摘
⑧適用する価格及び賦課方式	EU ETSオークション価格の週次平均に連動するCBAM証書価格（ただし、2026年輸入分は四半期平均に連動）。輸入者は一定の要件（2027年以降は各四半期末に年初からの累積体化排出量の50%以上に相当する証書を保有すること。その際、無償割当調整を考慮）を満たす範囲内で、任意のタイミングで証書を購入可能	直前の四半期のUK ETSオークション価格の平均を出発点として、⑨に掲げる無償割当分を反映した部門ごとのCBAM税率を各四半期の初めに公表。輸入時点に対応する四半期のCBAM税率で税額を算定し、所定の申告・納付期限に納付	参照価格の候補として、豪州炭素クレジット（ACCU）の直近の代表的な平均価格（※毎年6月に設定されるセーフガードメカニズムのDefault Prescribed Unit Priceはその一例）、またはより短期間の市場価格の移動平均を例示
⑨国内・域内の負担軽減措置分の控除	EU ETSの無償割当に対応して賦課を控除。無償割当は2026～2033年に段階的に廃止され、2034年にCBAMが完全適用予定 ※ただし、2026年7月、欧州委員会は2038年への完全適用の先延ばしを提案	UK ETSの無償割当を分野別CBAM税率に織り込み、国内実効炭素価格を算出	国内ベースライン以下の排出原単位である輸入品には国境調整を課さないこと、対象品目のベースライン緩和措置を当該品目への国境調整の完全実施後に廃止することを勧告
⑩第三国のカーボンプライシング負担分の控除	第三国のカーボンプライシング制度の下で支払われた実効炭素価格を控除。ただし、費用軽減措置分（無償割当、還付等）は控除対象としない（※体化排出量をデフォルト値で算定した場合、炭素価格控除にはデフォルト炭素価格を使用） ※欧州委員会は2026年5月に制度遵守に使用したカーボンクレジットのコストについて、国内クレジットの場合、追加的な制限なしで控除可能だが、国際クレジットの場合、対象をバリ協定の6条クレジットに限定し、制度対象となる施設の排出量の10%を上限とすることを提案	原産国のカーボンプライシング制度の下で支払われた実効炭素価格をCarbon Price Reliefとして控除。ただし、費用軽減措置分（無償割当、還付等）は控除対象としない。制度遵守に用いた温室効果ガス除去クレジットのコストも反映可能	原産国で負担した明示的な実効炭素価格を控除するよう勧告。その際、費用軽減措置分は控除対象としない。

注）各国・地域の制度設計について、黒は決定事項、青は未決定事項を表す。

出典：著者作成

① 調整対象とする貿易の範囲

いずれも輸入のみを対象とし、自国・地域からの輸出に対する還付を含まない。排出量取引制度に輸出還付を組み合わせると、SCM 協定上の禁止輸出補助金に該当するおそれがあることがその一因であり、オーストラリアのカーボンリーケージレビューは明確にそう言及している。加えて、どの国・地域も明確に表明しているわけではないが、2.でも述べたように、輸出品に対する炭素コストの還付には排出量を押し上げるリスクがあると指摘されることが多く、このことも輸出還付が避けられている理由の1つと推測される。つまり、この要素については、WTO ルールとの整合性を確保しようという動機が環境政策上の要因との組み合わせのなかで、輸出還付を含まないように制度設計を収斂させる方向に作用して

いると考えられる¹⁹。

なお、EU では、無償割当枠の漸次削減に伴い、輸出に付随するカーボンリーケージリスクが増大することに一時的に対処するべく、欧州委員会が「一時的脱炭素基金」(Temporary Decarbonisation Fund) を創設する立法を提案し、現在、欧州議会と理事会で検討中である。

また、課金の対象とする輸入の範囲について、EU と英国はともに、小規模な輸入事業者の負担を軽減することを目的として閾値を設けている。ただ、その設定の仕方に相違がある。EU CBAM では輸入者の年間輸入重量が 50 トン以下の場合にコスト賦課が免除となる一方、UK CBAM では輸入者による対象品目の輸入総額が直近 12 か月で 5 万ポンド以下の場合に課金対象外となる。EU は重量ベースであるのに対して、英国は金額ベースであるという違いがあるため、どちらの閾値が課金範囲をより狭めているのかは一概には評価できない。というのも、EU CBAM では単価の高い製品でも重量が小さければ免除されやすい一方、UK CBAM では重量が大きい製品でも単価が小さければ免除されやすいためである。ただ、EU はこの閾値によって輸入者の 91%を課金免除しつつ体化排出量の 99%以上をカバーできるとしており、英国も自らの閾値によって輸入者の 80%以上を除外しながら、体化排出量の 99%以上をカバーできるとしている²⁰。なお、豪州のカーボンリーケージレビューでは、この閾値は議論されていない。

② 調整対象とする自国の政策

いずれも自らのカーボンプライシング政策のみを調整対象としており、それ以外の政策は対象としていない。3 か国・地域は調整対象とする自国の政策をカーボンプライシング政策以外に広げなかった理由を必ずしも明確にはしていないが、カーボンプライシング以外の政策のコスト算定が難しいことがその理由かもしれない。そうした政策もカーボンリーケージリスクを引き起こし得るが、そのコストを排出量 1 トンあたりの価格に換算するのは容易ではなく、輸入品への適切な課金額を算定しがたい。もしコストを過大評価し、それを輸入品に課金すれば、内国民待遇に反するおそれがある。

③ 輸入課金の対象国

EU CBAM は、原則として域外の全ての国を対象としつつも、EU ETS が適用されるノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド及び EU ETS と連結するスイスからの輸入品は対象外としている。UK CBAM においても全ての国を対象としつつ、ETS を連結した

¹⁹ 川瀬 (2022) は、実質的には輸出還付と同等の効果をもつ輸出に対する無償割当の継続は、輸出を条件とする補助金として SCM 協定 3.1 条違反の輸出補助金に該当しうると評価している。

²⁰ 国内・域内の政策に目を転じると、EU ETS も UK ETS も制度対象となるのは原則として定格熱入力 が 20MW を超える燃料燃焼施設である (ただし、20MW 以上でも対象外となる例外的なケースもある)。この閾値は輸入者による輸入に対して定められる CBAM の閾値とは異なるものであり、ETS の閾値がそれぞれの CBAM の閾値よりも過度に緩い場合、内外無差別の観点から問題となりうる。

国からの輸入品を対象外とする法的権限が定められている。既に述べたように、EU と英国は ETS 連結を交渉しており、それにより CBAM を相互に適用しないことを目指している。なお、オーストラリアのカーボンリーケージレビューは具体的な対象国を記載していないが、国際通商法上の無差別原則に基づき、貿易相手国間で平等な扱いをする必要があるとしている。このようにカーボンプライシングを共通化している ETS 連結国を例外としつつ、それ以外の国々については一律の扱いとしているのは、オーストラリアがそう述べているように、WTO の最恵国待遇の原則を満たすためである。

後発開発途上国などを対象外としないのも、WTO の最恵国待遇上の懸念があることに加えて、こうした国々を対象外とすると迂回地として利用されるおそれがあるためと考えられる。後発開発途上国などからの輸入品を対象外とすれば、その免除が他国産品に与えられない利益となり、最恵国待遇との整合性が問題になり得るが、WTO の諸ルールは開発途上国を特別に扱う余地を残しており²¹、制度設計次第では、ルール違反とはならない可能性もある。ただ、仮にそのように設計できたとしても、優遇国が迂回地として悪用されるリスクには対処しきれないおそれがある。そのため、EU は後発開発途上国なども CBAM の対象としつつ、こうした国々への配慮として、製造業の脱炭素化への資金支援を検討している。オーストラリアのカーボンリーケージレビューも同様の方向性を提示している。

④ 対象セクター

EU と英国はもともとカーボンリーケージリスクが大きい業種に対して無償枠を手厚く割り当てていたが²²、そうした業種の製品のうち、国境調整を実務的に実行可能な業種の製品（及びもともと無償枠が与えられていない電気）を CBAM の対象に指定している。ここで実務的に実行可能であるとは、たとえば、製品の体化排出量の算定など、テクニカルな課

²¹ たとえば、授權条項（Enabling Clause、1979 年）は、途上国に対して通常の関税率よりも低い関税率を適用することを認めているが、関税以外の措置について、どのような場合に授權条項で最恵国待遇違反が許容されるかが不明確であり、国境炭素調整がその対象となるかは法的に明確ではない。他方、Mehling ら（2019）は、GATT1 条の最恵国待遇の要件は一般的にはいずれかの国に与える最も有利な待遇を他の全ての国にも与えるよう求めるが、授權条項は後発開発途上国に対する特別な考慮を求めていることや、GATT20 条柱書上はむしろ、状況の異なる国に画一的な基準を適用することは協定不整合な差別であることなどを挙げ、後発発展途上国に関する例外を設けることは可能としている。その上で、授權条項上の例外措置が途上国の開発・財政・貿易上の必要性に肯定的に対応するものでなければならないという条件を充足する観点からは、国境炭素調整の収入の一部を途上国、特に後発開発途上国への支援に充てるといった手法がありうるとした。さらに、気候変動枠組条約の共通だが差異ある責任の原則との整合性の観点からは、後発開発途上国や排出量が僅少な国を免除しうるとしている。

²² 米国はドイツ産流体エンドブロックについて、EU ETS における EITE 部門に対する無償割当が、SCM 協定上の補助金に該当する行為（資金的貢献行為）類型のうち政府の「収入となるべきものの放棄」（1.1 条(a)(1)(ii)）に該当すると判断し、相殺関税を賦課した。川瀬（2023）はこの件を、判断例上同類型に関して必要とされる規範的ベンチマーク論（何が収入となるべきものに当たるかという規範的ベンチマークとの比較を行う解釈作業）の観点から詳細に検討したうえで、「（EITE 部門向けの割当の対象とならない）僅か 3% の排出を対象とする基準では規範的ベンチマークとしての妥当性に疑問の余地を残す」と指摘し、SCM 協定の下で WTO 加盟国は「気候変動対策及びその負担軽減策の制度設計に幅広い裁量を有する」と論じ、資金的貢献行為性ひいては補助金性が否定される余地があることを指摘している。他方、米国が相殺関税を課したという現実を踏まえ、CBAM と無償割当が並存する 2026 年からの 8 年間は ETS を巡る通商摩擦が一層助長される懸念があると指摘している。

題に対処できることを指す²³。その結果として、EU と英国の CBAM の対象セクターはほぼ一致している²⁴ ²⁵。オーストラリアのカーボンリーケージレビューでは、セメントとクリンカーから開始することが勧告されている。これはカーボンリーケージリスクが相対的に高いことや実務的に実行しやすいことなどが理由である²⁶。

このようにリーケージリスクと実務的な実行可能性の組み合わせにより、対象製品が定まっているが、リーケージリスクは産業・貿易構造など国別の要因で変わるため、国・地域間で国境炭素調整の対象にズレが生じる可能性があると考えられる。

⑤ 体化排出量の範囲

EU CBAM では、コスト賦課の対象とする体化排出量の範囲について、直接排出だけを対象とする製品（鉄鋼²⁷、アルミニウム、水素、電気）と、直接排出及び使用する電気に伴う間接排出の合算を対象とする製品（セメント、肥料）に分かれる。EU ETS は発電部門に対しては原則、無償枠を割り当てておらず、排出枠の調達費用は一般に電力価格に反映されると考えられている。その際、加盟国政府は一定の条件の下で電気の需要家企業に対して、電気代に転嫁されるカーボンプライスという間接コストを金銭的に補償することが認められている。仮にそうした業種の製品の間接排出にも CBAM を課せば、二重の保護となる可能性があるうえに、輸入品の炭素コスト負担が域内生産品よりも重くなるおそれがあり、内国民待遇と整合しないリスクが生じうる。そのため、間接コスト補償の対象となり得る業種については、もともと直接排出のみを CBAM のコスト賦課の対象としていた²⁸。

しかし、厳密に考えると、間接コスト補償と CBAM の併用が直ちに輸入品に対して一方

²³ 化学製品はアンモニアなどの一部例外を除き、工場の排出量を個別製品に割り当てることが技術的に難しいため、現在までのところ、EU でも英国でも CBAM の対象外となっている。

²⁴ 唯一の例外は電力である。EU はカーボンプライシングを有さない周辺国からの電力輸入が一定の規模で存在しており、域外の高排出発電へのリーケージを防ぐために CBAM の対象としている。他方、英国も電力輸入が大規模に存在しているが、電気を CBAM の対象とはしていない。その原因は明確には示されていないが、電気は基本的に EU とノルウェーから輸入しており、EU ETS の価格が UK ETS よりも高い限り、CBAM による課金の必要性が低いことが一因かもしれない。

²⁵ 欧州委員会は 2025 年 12 月に、CBAM の対象製品に鉄鋼・アルミニウムの川下製品を含めることを提案し、現在、欧州議会と理事会で審議中である。対象製品拡大が成立すれば、EU と英国の CBAM 対象は前者の方が圧倒的に広くなる。なお、清水（2026）は EU パーム油規制（DS593 及び DS600）パネル判断において、製品の原料によって規制の対象を特定することは製品の「特性」に基づく規制として TBT 協定の適用対象である強制規格性が肯定されると判断されたことに基づき、CBAM 全体のうち、川下製品・派生製品の部分については、CBAM 適用対象である特定産品を原料とするものとして指定されることから、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）上の強制規格性が認められることになりうると指摘しつつも、CBAM という同一措置の内部に強制規格性がある部分とない部分が存在することの理論的妥当性については疑問が残るとしている。なお、TBT 協定上の強制規格性が認められると、通報や猶予期間等に関する TBT 協定固有の規律が適用され、また、TBT 委員会において議論できるという効果が生じる。

²⁶ 他方、鉄鋼については、生産プロセスが複雑かつ多様であることなどを理由に、クリンカーやセメントのように速やかには国境炭素調整を実施できないとの見解を示している。

²⁷ ただし、鉄鋼のうち、凝集鉄鉱石は直接排出と間接排出の両方がコスト賦課の対象である。

²⁸ 電気も直接排出のみが EU CBAM の対象であるが、他の業種とは異なり、そもそも間接排出が問題とならないことがその理由である。

的に不利に作用するわけではない。というのも、間接排出に対する CBAM の負担が電力価格に含まれる炭素コストから間接コスト補償を差し引いた分を上回らない限り、輸入品が域内産品よりも不利にはならないためである。実際、肥料は間接排出が CBAM のコスト賦課の対象となっている一方、間接コスト補償については 2025 年以降に発生したコストを補償の対象に含めることが可能となっている²⁹。つまり、間接コスト補償と CBAM の両方の対象となりうる。EU は保護の重複を避けるべく、必要に応じて間接コスト補償の補助上限を調整するとの方針を示している。もし CBAM のコストと EU ETS の間接コスト補償の合計が電力価格に含まれる炭素コストの総額を上回らないように調整されれば、二重の保護にはならない³⁰。

UK CBAM では、2027 年の制度開始時点では、どの業種の製品についても直接排出のみが CBAM の課金対象となっている。英国政府はその理由として電力多消費産業に対する間接コスト補償を行っていることを挙げており、内外無差別に抵触するリスクの回避が念頭にあると推測される。この時点では、間接コスト補償の対象部門ではないセメントも含めて、間接排出は一律に CBAM 対象外となっているが、「間接排出を CBAM の対象とするのは早くても 2029 年」ともしており、将来の対象拡大の可能性を示唆している。

オーストラリアのカーボンリーケージレビューは直接排出のみを国境調整の対象とすべきと提言している。セーフガードメカニズムは系統接続した発電所に対して、施設別のベースラインを課しておらず、系統電力全体の総排出量に対して、一定のベースラインを設定するのみである。このベースラインを上回った場合、個別発電所に遵守義務が及びうるが、現時点では、ベースライン超過は想定されておらず、炭素コストは発生しない見込みである。そうなれば、間接排出にも当然、炭素コストが転嫁されないことになり、国境調整の対象には含まれないことになる。

このように、国境調整の対象とする排出量の範囲はそれぞれの国・地域のカーボンプライシング制度とその負担軽減措置を踏まえて調整されている。国内制度と国境調整の対象範囲が厳密に一对一に対応しているわけではないが、CBAM 負担を課す体化排出量の範囲が、国内生産者が実効的に負担する炭素コストの範囲を上回らないように調整される傾向がある。この傾向の背景には、内外無差別に抵触するリスクの回避意向があり、その結果として、制度設計の相違が生じている。

⑥ 体化排出量の算定方法

EU CBAM と UK CBAM はいずれも、検証（verification）済みの実排出量またはデフォルト値で体化排出量を算定する。このうち、実排出量の算定方法はかなりの部分が両者で共通している。というのも、先行する EU の方法論に後発の英国が合わせたためである。英国

²⁹ 凝集鉄鉱石も同様である。

³⁰ もっとも、GATT3 条 8 項（b）は、一定の国内生産者に対する補助金の支払いを 3 条が妨げないと規定している。このため、国内生産者が補助金を受けているからといって、輸入品への同額の課金が直ちに内国民待遇違反になるわけではない。

政府は EU との相互運用性（interoperability）を支えるべく、このように設計したと説明している。

他方、デフォルト値の設計は両者で異なっている。EU CBAM は品目ごとに各輸出国の平均排出原単位をその国のデフォルト値として設定し、一定のマークアップを上乗せする一方³¹、UK CBAM は品目ごとに（国別ではなく）単一のデフォルト値を設定する³²。この違いが生じた理由の 1 つとして、CBAM 開始までの準備期間の長さがあると考えられる。EU は 2023 年 10 月から 2025 年末までを移行期間とし、対象製品の輸入事業者に体化排出量の報告を義務付けた。その結果、欧州委員会は移行期間の報告で入手した実績値と欧州委員会の共同研究センターが収集した文献情報等に基づき、品目別・国別という細かい粒度でデフォルト値を設定できた。他方、英国は移行期間なしで 2027 年から直ちに CBAM の課金を開始することから、事前に十分な情報を得られず、このことが一因となって品目別に単一のデフォルト値を設定することになったものと推測される。なお、執筆時点において、英国政府はデフォルト値をまだ公表していない。政府は将来的に別の算定方式へ移行する可能性を検討しており、その計画の詳細を 2027 年用のデフォルト値の公表時に示すとしている。

オーストラリアのカーボンリーケージレビューは、他国との相互運用性のある簡素な報告・検証制度と、排出原単位を過小評価しないデフォルト値の整備を勧告しているが、具体的な設計は示していない。

⑦ 体化排出量の検証

EU CBAM では、体化排出量の算定に実排出量を用いる場合、加盟国の国家認定機関が認定した独立検証機関による検証が求められる。裏を返せば、域外の認定機関が認定した検証機関であっても、EU 加盟国の認定機関の認定がなければ、その検証は認められないことになる。EU では EU ETS の執行に際して、加盟国ごとに設置されている国家認定機関とその機関に認定された検証機関のシステムを用いている。CBAM の検証にもこの既存のシステムを適用したのは、CBAM と EU ETS の認定・検証要件の整合性を確保し、両制度の相乗効果を高め、検証機関、国家認定機関及び当局の行政負担を軽減するためである。こうすることで輸入品の排出データにも域内生産者と同等の品質保証水準が要求されることになった³³。

これに対し、英国では、Global Accreditation Cooperation Incorporated（Global ACI）のフルメンバーであり、所定の国際規格および適用範囲に関する要件を満たす認定機関か

³¹ マークアップは 2026 年 10%、2027 年 20%、2028 年以降 30%である。ただし肥料は 1%である。

³² 2026 年 7 月時点では、「単一のデフォルト値」は単純な世界平均ではなく、貿易量で重みづけした平均とし、その際に EU のような頑健な強制的 MRV 制度を持つ法域のデータは除外するといった方針が提示されている（UK Parliament 2026）。

³³ EU CBAM では、検証機関は EU 側の認定機関による認定を取得する必要があり、途上国の検証機関の場合、そのような認定が容易ではないことから、途上国における検証機関の不足が予想されている。

ら認定を受けた独立検証機関による検証が求められる³⁴。EU とは異なり、第三国の認定機関が認定した検証機関による検証であっても、その認定機関が一定の要件を満たす場合には認められることになり、輸出国側の負担を抑制しうる。英国政府は体化排出量の検証について、EU CBAM との相互運用性を支え、行政負担を軽減するように設計するとしており、Global ACI 方式を採用したのもこの点が理由と推測される。しかし、EU 側は英国の認定機関だけが認定した検証機関による検証を認めていない³⁵。

オーストラリアのカーボンリーケージレビューは実効的かつ効率的な検証の仕組みを勧告しており、International Accreditation Forum（※Global ACI は同フォーラムの機能を引き継いだ後継組織）などの国際的に認知された認定枠組みの活用が望ましいと指摘している。

以上のように、先行する EU が自らの検証システムに依拠し、他国との相互運用性の低い方式を取る一方、後発国は相互運用性を意識した制度設計を志向しており、制度設計にブレがある。ただし、このことは EU CBAM 向けの検証結果を英国が無条件で受け入れることを意味しない。同じ検証機関による検証であっても、UK CBAM 向けには、そのルールに基づいた検証を別途行う必要がある。とはいえ、検証機関を EU 向けと英国向けで共通とすることで、輸出企業は検証に要する費用を軽減できよう³⁶。

⑧ 適用する価格及び賦課方式

EU CBAM と UK CBAM は、いずれも自らの炭素価格を輸入品へのコスト賦課に反映させるが、その方法に相違がある。EU CBAM は輸入者に対して体化排出量に相当する CBAM 証書の納付を義務付けているが、証書の価格は 2027 年以降、EU ETS のオークション価格の週次の加重平均で設定する³⁷。輸入者は一定の要件を満たす限り³⁸、遵守期限までの任意のタイミングで CBAM 証書を購入可能であり、価格の変動を見ながら購入時期を調整することから、域内生産者と輸入品の炭素コストの連動性を保ちやすい。他方、UK CBAM では、UK ETS のオークションにおける直前の四半期平均価格を出発点として、⑨に掲げる無償割当分を反映した部門ごとの CBAM 税率（CBAM rate）を設定し、（納付時点ではな

³⁴ 現在、日本適合性認定協会を含む 128 機関が Global ACI のフルメンバーとなっている。

³⁵ 検証機関の母数を増やすことも、グローバルな相互承認ネットワークの活用を許容した一因と考えられる。

³⁶ 検証については、検証機関の範囲以外にも、重要性基準（materiality level）や現地訪問の要否といった設計上の変数がある。たとえば、重要性基準は検証機関が重要な誤りとみなす基準値を意味するが、EU CBAM では体化排出原単位の 5%と定められており、UK CBAM でも同じ比率が提案されている。現地訪問については、EU CBAM では初回は原則として物理的な現地訪問が必須とされているが、UK CBAM ではまだ詳細が定められていない。

³⁷ ただし、2026 年については、四半期ごとの加重平均を用いる。2026 年第 1 四半期は 1 トンあたり 75.36 ユーロ、第 2 四半期は 75.28 ユーロである。CBAM 証書の販売は 2027 年 2 月に開始予定であり、2026 年分の証書はその際にこの価格で購入する。

³⁸ 一定の要件とは、各四半期末に年初からの累積体化排出量の 50%以上に相当する証書を保有することである。

く) 輸入時点の税率を適用する³⁹。言い換えれば、納付時期を選択することによって適用税率を変えることはできない。四半期平均を用いるのは、価格の予見可能性を高めるためであり、連動性を重視する EU とは考え方が異なっている。

EU CBAM が税方式ではなく証書方式を採用したのは、EU の意思決定ルール上、税方式を採用するには加盟国の全会一致が必要で政治的に困難であることが一因であったと推測される。他方、英国は EU とは異なり、毎年の財政法を通じて税方式を制定できることもあり、既存の申告納税制度の仕組みを活用可能で証書方式よりも執行が容易な税方式を採用した⁴⁰。

オーストラリアのカーボンリーケージレビューは参照価格の候補として、豪州炭素クレジット (ACCU : Australian Carbon Credit Unit) の直近の代表的な平均価格 (※毎年 6 月に設定されるセーフガードメカニズムの Default Prescribed Unit Price はその一例) ⁴¹、またはより短期間の市場価格の移動平均を例示している。また、負担方法の選択肢として、国境での輸入課金 (後日精算を含む) または ACCU の購入・償却を提示しているが、執行の簡素化等の観点からは前者の方が望ましい可能性があるとしている。

⑨ 国内・域内の負担軽減措置分の控除

EU CBAM では、対象製品の輸入に対するコスト賦課から EU ETS の無償割当相当分を控除する。CBAM 対象部門の無償割当は 2026 年から段階的に廃止されるが、これにあわせて、無償割当分の控除も減額する。もともと対象部門の無償割当の完全廃止時期は 2034 年であったが、欧州委員会は 2026 年 7 月にこれを 2038 年に先延ばしすることを提案し、現在、欧州議会と理事会で審議中である。UK CBAM も同様に、無償割当相当分を CBAM 税率から控除する。対象部門の無償割当の 2030 年までの削減率は既に定められており、2027 年から約 9 年間でフェーズアウトする方針も示されているが、2031 年以降の具体的なスケジュールはまだ確定していない。オーストラリアのカーボンリーケージレビューは、輸入品の排出原単位がベースライン以下である場合には国境調整を課さないことを勧告しつつ、対象品目のベースライン緩和措置を当該品目への国境調整の完全実施後に廃止すべきとした。

このように、3 か国・地域の間で生じている詳細設計の相違は自国制度の設計の相違を反映したものであり、その背景には内外無差別に抵触するリスクを避ける意図があるものと

³⁹ EU CBAM は自由流通 (free circulation) に引き渡された時点で義務が生じるが、証書の購入時期はその時点に縛られない。UK CBAM では輸入関税債務が発生した時点で課税対象となり、税額もその時点のものが適用される。ただし、実際の納付時期は自由流通に引き取られた時点ではなく、2027 年は年次、それ以降は四半期ごとである。

⁴⁰ 罰則の設計もこの違いを反映している。EU CBAM では、納付する証書が不足する場合、EU ETS の罰則に倣って、不足量に対して €100/tCO₂ の罰金を科し、さらに罰金徴収後も不足分に対する証書納付義務が残る。他方、UK CBAM では、既存の税務上の罰則を適用しつつ、CBAM 固有の規則違反に対する罰則も定める。

⁴¹ 貿易曝露施設の制度対応コストを推定する際に用いる価格を指す。

考えられる。

⑩ 第三国のカーボンプライシング負担分の控除

EU CBAM では第三国のカーボンプライシング制度の下で支払われた炭素価格について、費用軽減措置でカバーされない実効価格分をコスト賦課から控除する。その際、制度遵守に使用したカーボンクレジットのコストについて、2026 年 5 月に欧州委員会が公表した実施規則案では、国内クレジットの分は EU 側での追加的な制限なしで控除可能だが、国際クレジット分は控除対象をパリ協定の 6 条クレジットに限定したうえで、当該国のカーボンプライシング制度における対象施設の排出量の 10%を上限とすることが提案されている。なお、体化排出量の算定にデフォルト値を用いる場合、第三国炭素価格の控除は、当該国について設定される年間デフォルト炭素価格に基づく。UK CBAM も実効炭素価格に対する控除措置を設けているが、カーボンクレジットについては、控除対象が制度遵守に用いた温室効果ガス除去にかかる支払いに限定されている。

この違いが生じているのは、EU はカーボンプライシングを二重に課すことを避けるべく、第三国で認められている様々な遵守手段を幅広く認める設計としているのに対し、英国はカーボンクレジットに付随する各種のリスクを懸念して限定的な範囲でのみ許容しているという政策方針の違いに起因すると考えられる。さらに、EU は将来的にパリ協定下の目標達成に 6 条クレジットを使用する方針を既に決定しており、欧州委員会が 2026 年 7 月に提案した EU ETS の改革案でもその方向性を踏まえ、欧州委員会が調達する 6 条クレジット相当量の排出枠の上乗せが提案された⁴²。そのため、この部分については、域内制度の見直しと整合するように、CBAM に反映したものと捉えられる。他方、UK ETS は、原則としてはカーボンクレジットの使用を認めていないが、温室効果ガス除去の組み込みを現在検討中であり、この点も国内制度に先駆けた反映と解釈できる。つまり、カーボンクレジットの扱いについて、輸入品に対して不利な扱いとならないよう、国内・域内制度水準、またはそれ以上の柔軟性を認めている。

オーストラリアのカーボンリーケージレビューも実効的な明示的炭素価格の控除を勧告しているが、カーボンクレジットの扱いは明示していない。ただ、セーフガードメカニズムでは ACCU を遵守に使用できることから、第三国制度で使用可能なクレジットについてはその支払い分を控除するのが自然かもしれない。

3-3. 小括

このように 3 か国・地域の国境炭素調整の制度設計は相互に共通する部分もあれば、相違する部分もある。共通部分については、いずれの国・地域も WTO ルールに抵触するリスクを回避すべく同様の設計を志向している場合もあれば（たとえば、①及び③、並びに⑧に

⁴² 欧州委員会による 6 条クレジットの調達のため、最大 2 億 6000 万トン分の排出枠を設け、同委員会はその枠の販売収入で 6 条クレジットを調達する。詳細は若林（2026）を参照。

における国内・域内価格への整合)、相互運用性を高めるべく、先行する EU の設計に後発の英国やオーストラリアがあわせる場合 (たとえば、⑥のうち実排出量による算定方法)、さらには実務的な実行可能性が共通の制約となる場合 (たとえば、②。加えて④における EU と英国の共通性) もある。

他方、相違点については、内外無差別などの観点から国内・域内の制度と整合させた結果としてその相違が国境調整にも投射されている場合 (たとえば、⑤及び⑨、並びに⑩におけるカーボンクレジットの扱い)、制度準備期間の違いが影響している場合 (たとえば、⑥のうち、EU と英国のデフォルト値の設定方法)、もともとの制度の建付けや政策決定プロセスの違いを反映している場合 (たとえば、⑦。加えて⑧のうち、コスト賦課の方法) がある。

まとめると、前節で取り上げた WTO ルール整合への配慮に起因する制度設計上の制約は、各国間の共通項を導く場合もあれば、相違点を導く場合もあった。さらに、WTO ルール以外の要因も作用していた。ただし、これらの要因には、政府文書で明示されているものと、制度設計及び国内制度との関係などを踏まえて著者が推論したものの両方が含まれる。後者については、共通点や相違点を説明し得る仮説との位置付けに留まる。

4. 無秩序な乱立による混乱を避けるための方策の検討

本稿の締めくくりとして、国境炭素調整の無秩序な乱立を避けるためにどうすればよいかを考察する。無秩序な乱立とは、各国でバラバラな制度設計となって輸出側が相手国の制度に個別に対応することを強いられ、その結果として、排出削減といった便益に見合わない手続き費用によって自由貿易が阻害されることを意味する。本稿で取り上げた EU、英国、オーストラリアに加えて、タイ、台湾、カナダなどで国境炭素調整の導入が検討され、セルビアも 2026 年に少額の輸入炭素集約製品税を導入しており、このリスクが高まっている。加えて、WTO ルールにあからさまに反する制度設計が採用される場合も、国際経済秩序が乱されるという意味で無秩序に近づくことになる⁴³。以下では、これまでの検討を踏まえ、こうした事態を避けるための方策を検討する。

第一に、制度設計の共通部分を維持・拡大することである。特に、WTO ルールに抵触するリスクを回避する目的での共通化は、自由貿易と環境保護の両立の観点からも望ましい。

⁴³ ここで、カーボンプライシング制度によらない輸入炭素課金の可能性を指摘したい。米国では、一部の共和党の上院議員がカーボンプライシング制度とは関係なく、輸入品の体化排出量の原単位が国内生産品を上回る場合に炭素コストを賦課するという構想の法案を提案している。もちろん多くの共和党の議員がカーボンプライシングの呼び水になるとして強く反対しているため、この構想が近い将来に成立する可能性は今のところ低い。しかし、民主党のバイデン前政権はこれに近い考え方を持っていたとされており、部分的ではあるものの、国内のカーボンプライシング制度を導入せずに、排出原単位だけに基づいて輸入炭素課金を課すことへの超党派での支持が存在している (上野 2024)。この仕組みは関税譲許表に記載されていない追加的な輸入課徴金を課す点で WTO ルール上、譲許違反や最恵国待遇義務違反等に当たる可能性が高く、さらに国産品を上回る体化排出量を有する輸入品に賦課対象を限定しているとしても、国内政策が存在しないなかでの輸入課徴金が GATT20 条の正当化事由を充足するかはなお議論の余地があるが、第 2 次トランプ政権が特にそうであるように、近年、米国は WTO ルール違反のリスクを厭わずに関税措置を取る傾向があり、このリスクが米国を踏みとどまらせるとは想像しにくい。仮にいずれかの時期に成立することがあれば、国境炭素調整の無秩序な乱立は全く別の様相を見せることになる。

この点で今後、争点となりうるのは、輸出に伴うカーボンリーケージリスクへの対応である。本稿で取り上げた 3 か国・地域では、輸出還付やそれに相当する措置を取り入れていないが、EU は代替的な仕組みとして一時的脱炭素基金の創設を検討している。同基金の財源は CBAM 証書の販売収入の一部（25%相当分）であり、輸入品への課金を域内の同業者に還元することが貿易相手の反発を招くであろうことに加え、EU 以外の国による同種の措置を誘発する可能性がある。EU は基金を慎重に設計すること、特に SCM 協定に抵触する輸出に紐づいた支援を認めないことで、国境炭素調整の外側での別制度の乱立を避けるように努めることが望ましい。

相互運用性を高めることも、制度設計の共通部分の拡大に資する。実排出量の算定方法については、英国が先行する EU の仕組みに寄せることで相互運用性を強化しており、オーストラリアでも国境炭素調整を導入する場合には相互運用性に配慮すべきことが勧告されている。しかし、実排出量の検証については、先行する EU が検証機関の認定について、加盟国の国家認定機関のみに依拠する体制としており、認定権限が域外に開かれていない。そのため、後発国は EU との相互運用性を確保できない。これを改善するには、英国がそうしているように Global ACI を活用する方式にすることが望ましい。さらに、検証機関が作成する検証報告書についても、体化排出量算定の相互運用性が高まっていることを前提に、同じ報告書を複数制度で利用できるようにすべきである。

第二に、相違点を可能な範囲で解消していくことである。各種の相違点のなかでも、まず対処すべきは、デフォルト値の相互運用性の向上である。国別・品目別の平均排出原単位は本来的にはシステム境界等のテクニカルな前提を揃えれば、客観的に定まるものである。しかし、データソースやテクニカルな前提の違いなどによって、制度間で異なる値となる可能性が高い。そうなった際には、デフォルト値の前提や設定方法の透明性を高めて各国間で数値を比較できるようにして、値の相違が基礎となるデータの違いによるのか、テクニカルな前提の違いによるのかを明らかにしつつ、前者の共通化などの相互運用性を時間をかけて高めていくべきである。特に発展途上国の企業にとっては、実排出量の計測と検証のコストが大きな負担となりうるが、透明性が高く客観性のあるデフォルト値を利用できればその負担を大幅に軽減できる。

他方、その他の相違点については、各国のカーボンプライシング制度や政策決定プロセスの違いに起因しており、その解消は困難と思われる。特に、各国・地域が WTO の原則の 1 つである内外無差別との整合性を高めた結果として、制度設計に相違が生じている部分は、むやみに共通化すると WTO ルールに抵触するおそれがあるため、慎重な対応が求められる。ただ、内外無差別への配慮は国内制度と同じ制度設計を採用することまで要求するものではなく、負担の同等性を保ちながら、国家間で設計を共通化する余地は残る。

日本は 2026 年度から排出量取引制度（GX-ETS）を施行しているが、現在のところ、この制度に対応する国境炭素調整は検討されていない。他方、WTO の貿易と環境に関する委員会（CTE : Committee on Trade and Environment）や WTO の中の有志メンバーの取組

である貿易と環境持続可能性に関する構造的対話（TESSD：Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions）での議論には加わり問題提起を続けている⁴⁴。こうした国際的な取り組みを通じて、国境炭素調整を導入している国々やその導入を検討している国々に対する相互運用性の向上の働きかけを継続し、また、日本も実施している国境炭素調整以外の「貿易関連の気候措置」（TrCMs：trade-related climate measures）についても、国際的な透明性の向上とともに、排出量計測などの相互運用性を高める努力をするべきである⁴⁵。

参考文献

- 上野貴弘（2023）「EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）規則の解説」電力中央研究所 社会経済研究所ディスカッションペーパーSERC23002。
- 上野貴弘（2024）『グリーン戦争—気候変動の国際政治』中公新書。
- 川瀬剛志（2022）「国境税調整と WTO ルール—EU CBAM 提案を題材に」日本国際問題研究所公開ウェビナー「SDGs 時代の貿易と環境—どうなる炭素国境調整措置（CBAM）」2022 年 7 月 27 日。
- 川瀬剛志（2023）「気候変動対策の負担軽減と WTO 補助金協定—規範的ベンチマーク論再考」『法學研究』 96(12): 93–125。
- 日本エネルギー経済研究所（2024）「令和 5 年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する調査）」
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2023FY/000218.pdf
- 金星姫（2024）「豪州セーフガードメカニズム」日本エネルギー経済研究所。
- 佐志田峻明（2026）、「通商政策と気候変動対策の接点—炭素国境調整をめぐる現状と今後の展望」『法學研究』 99(3): 409–436。
- 清水透（2023）「欧州排出権取引制度（EU ETS）」日本エネルギー経済研究所。
- 清水茉莉（2026）「【WTO 等国際通商判例解説④】EU—パーム油規制（DS593 及び DS600）—ILUC リスクに基づくパーム油規制—」RIETI Policy Discussion Paper Series 26-P-003、2026 年 3 月。
- 柳美樹（2026）「CBAM（炭素国境調整措置）輸出支援と川下製品への拡大—速報版」日本エネルギー経済研究所。
- 柳美樹・上野貴弘（2025）「英国 CBAM 法案を読む EU と連携し炭素課金の免除を目指

⁴⁴ これらの場での議論については、佐志田（2026）を参照。

⁴⁵ 日本は 2026 年 6 月、WTO の貿易と環境委員会における自主的な情報共有の会合において、政府によるグリーン調達の基本方針を提示し、原材料に鉄鋼を使用する物品について、そのライフサイクル温室効果ガス排出量の開示が要件となることなどを紹介した。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/CTE/INF7.pdf&Open=True>

- すも残る課題」『ESG グローバルフォーキャスト』2025 年 8 月 25 日。
- 柳美樹・森本壮一（2023）「EU が世界初の炭素の国境調整措置（CBAM）に合意—概要速報」日本エネルギー経済研究所。
- 若林雅代（2023）「欧州排出量取引の制度改革 2030 年 55%削減に向けた EU ETS の改正と ETS II の新規導入」電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパー SERC23003。
- 若林雅代（2026）「欧州排出量取引制度の制度改革—2026 年制度レビューと第 5 フェーズに向けた検討—」電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパー SERC26004。
- Böhringer, C., C. Fischer, K. E. Rosendahl and T. F. Rutherford (2022), "Potential impacts and challenges of border carbon adjustments", *Nature Climate Change* 12(1): 22–29.
- Department for Energy Security and Net Zero and HM Treasury (2023) *Addressing carbon leakage risk to support decarbonisation: Summary of consultation responses and government response*, 18 December 2023. Available at: https://assets.publishing.service.gov.uk/media/657c7fbd95bf65000d7190cb/2023_Government_Response_-_Addressing_Carbon_Leakage_Risk.pdf (Accessed: 21 September 2026).
- Hillman, J. A. (2013), "Changing Climate for Carbon Taxes: Who's Afraid of the WTO?", Climate & Energy Policy Paper Series, German Marshall Fund of the United States.
- HM Revenue & Customs (2026) *Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM): Policy Summary*, July 2026. Available at: <https://www.gov.uk/government/publications/carbon-border-adjustment-mechanism-cbam-policy-summary/carbon-border-adjustment-mechanism-cbam-policy-summary> (Accessed: 21 September 2026).
- House of Commons European Scrutiny Committee (2023) 'Windsor Framework: EU Carbon Border Adjustment Mechanism', in Documents considered by the Committee on 14 June 2023, Nineteenth Report of Session 2022–23, HC 119-xvii, chapter 5. Available at: <https://publications.parliament.uk/pa/cm5803/cmselect/cmeuleg/119-xvii/report.html#heading-4> (Accessed: 21 September 2026).
- Mehling, M. A., H. van Asselt, K. Das, S. Dröge and C. Verkuijl (2019), "Designing Border Carbon Adjustments for Enhanced Climate Action", *American Journal of International Law* 113(3): 433–481.
- UK Parliament (2026) "Carbon Border Adjustment Mechanism: July 2026 Delivery Update." Written Ministerial Statement HCWS245, statement by Dan Tomlinson, Exchequer Secretary to the Treasury, House of Commons, 14 July 2026.

分析対象とした EU・英国・オーストラリアの法令・政策文書（ウェブサイトの最終閲覧日は 2026 年 9 月 21 日）

(1) EU CBAM について

Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism. (2023). Official Journal of the European Union, L 130, 52–104.
<http://data.europa.eu/eli/reg/2023/956/oj>

Regulation (EU) 2025/2083 of the European Parliament and of the Council of 8 October 2025 amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism. (2025). Official Journal of the European Union, L, 2025/2083.
<http://data.europa.eu/eli/reg/2025/2083/oj>

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2546 of 10 December 2025 on the application of the principles for verification of declared embedded emissions pursuant to Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council. (2025). Official Journal of the European Union, L, 2025/2546.
http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2025/2546/oj

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2547 of 10 December 2025 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and the Council as regards the methods for the calculation of emissions embedded in goods. (2025). Official Journal of the European Union, L, 2025/2547. http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2025/2547/oj

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2548 of 10 December 2025 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the calculation and publication of the price of CBAM certificates. (2025). Official Journal of the European Union, L, 2025/2548. http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2025/2548/oj

Commission Delegated Regulation (EU) 2025/2551 of 20 November 2025 supplementing Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council by specifying the conditions for granting accreditation to verifiers, for the control and oversight of accredited verifiers, for the withdrawal of accreditation and for mutual recognition and peer evaluation of accreditation bodies. (2025). Official Journal of the European Union, L, 2025/2551. http://data.europa.eu/eli/reg_del/2025/2551/oj

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2620 of 16 December 2025 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the calculation of the free allocation adjustment to the number of CBAM certificates to be surrendered. (2025). Official Journal of the European Union, L, 2025/2620.
http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2025/2620/oj

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2621 of 16 December 2025 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and the Council as regards the establishment of default values. (2025). Official Journal of the European Union, L, 2025/2621.
http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2025/2621/oj

Commission Implementing Regulation (EU) 2026/1740 of 20 July 2026 correcting Implementing Regulation (EU) 2025/2621 as regards Annexes I and IV thereto. (2026). Official Journal of the European Union, L, 2026/1740. http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2026/1740/oj

European Commission. (2025a). Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards the extension of its scope to downstream goods and anti-circumvention measures (COM(2025) 989 final). <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52025PC0989>

European Commission. (2025b). Annexes to the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards the extension of its scope to downstream goods and anti-circumvention measures (COM(2025) 989 final, Annexes 1 to 3).

European Commission. (2026). Carbon border adjustment mechanism (CBAM) – carbon price paid in a third country [Draft implementing regulation published for public feedback]. https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14830-Carbon-border-adjustment-mechanism-CBAM-carbon-price-paid-in-a-third-country_en

(2) UK CBAM について

Finance Act 2026, c. 11, Part 5 (UK). <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/11/part/5>

The Carbon Border Adjustment Mechanism (Administrative Provisions) Regulations 2026, SI 2026/802 (UK). <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2026/802/made>

The Carbon Border Adjustment Mechanism (Calculation of CBAM Rate and Determination of Carbon Price Relief) Regulations 2026, SI 2026/809 (UK). <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2026/809/made>

The Carbon Border Adjustment Mechanism (Emissions and Verification) Regulations 2026, SI 2026/995 (UK). <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2026/995/made>

HM Revenue & Customs. (2026a). The Carbon Border Adjustment Mechanism (Emissions and Verification) force of law notice (Draft). GOV.UK. https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6a9ea64adf4246cf45e469da/The_Carbon_Border_Adjustment_Mechanism_Emissions_and_Verification_Force_of_Law_Notice_Draft_.pdf

HM Revenue & Customs. (2026b, July 13). Carbon Border Adjustment Mechanism: System boundaries document, version 1.00 dated 10th July 2026. GOV.UK. <https://www.gov.uk/government/publications/carbon-border-adjustment-mechanism-force-of-law-notice-and-reference-document/carbon-border-adjustment-mechanism-system-boundaries-document-version-100>

HM Revenue & Customs. (2026c, September 9). Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM): Policy summary. GOV.UK. <https://www.gov.uk/government/publications/carbon-border-adjustment-mechanism-cbam-policy-summary/carbon-border-adjustment-mechanism-cbam-policy-summary>

(3) オーストラリアのカーボンリーケージレビューについて

Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water. (2025). Carbon Leakage Review: Final report. Australian Government. <https://www.dcceew.gov.au/sites/default/files/documents/carbon-leakage-review-final-report.pdf>